

ID: 369

担当部署: 経済部 産業振興課

<p>処分の概要</p>	<p>使用許可の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市観光キャラクター使用規則 第10条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成24年規則第39号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第10条 申請者が虚偽その他不正の方法により使用許可を受けたとき、又は第3条各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すものとする。 2 前項の規定により使用許可を取り消したときは、名寄市観光キャラクター使用許可取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。 3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可により製作された物品などを使用又は販売してはならない。 4 名寄市は、使用許可を取り消したことにより申請者が生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和元年 6 月 21 日</p>